

防災かわら版



津波警報等の視覚による伝達方法が決定しました

津波の襲来が予想される場合、気象庁では地震発生後約3分を目標に津波警報等（津波注意報・津波警報・大津波警報）を発表します。

津波警報等は、主に同報無線やテレビ・ラジオ、緊急速報メール（津波警報・大津波警報）などで伝達されます。

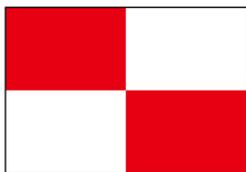
津波警報等が発表された場合は、海岸にいる方は直ちに海岸付近から離れ、安全な場所へ避難する必要があります。

しかし、遊泳中の方には波音や風などの影響で聞こえにくかったり、海岸付近にいる聴覚に障がいのある方には音声では伝わりにくかったりするという課題がありました。

そこで、気象庁では、津波警報等の視覚による伝達方法の検討を行い、主に海水浴場等において視覚に訴えた伝達を行う場合は、「旗」を用いる

ことを決定しました。

使用する旗「津波フラッグ」とその運用方法



- ・旗の形は、四角形
- ・色彩は、赤と白の格子模様
- ・大きさは、適宜（短辺100cm程度以上が望ましい）
- ・津波注意報・津波警報・大津波警報の伝達全てにおいて同じ旗を使用する
- ・津波警報等の切替及び解除時には用いない

市では、国際信号旗「U旗」を使用します

市では、多数の遊泳客に津波襲来の危険が迫っていることを効果的に知らせる方法として、オーストラリアなどで

サメの出没を知らせるシャークアラームとして使用されている国際信号旗「U旗」の活用を下田ライフセービングクラブからご提案いただき、平成17年から同クラブのご協力を得て、市内海水浴場で運用を行っています。

伝達方法の決定を受け、引き続き、津波襲来の危険が迫っていることの伝達や、迅速な避難ができるよう、海水浴場において、この旗を活用していきます。

※U旗は、津波フラッグと同じデザインです。

津波襲来が予想されるときは率先避難をお願いします

遊泳客やサーファーは、地震の発生や津波警報等が発表されたことに気付かないことも考えられます。

津波警報等の発表を知ったときや、ライフセーバーがこの旗を振っていることに気付いたときは、速やかに海岸付近から安全な場所へ避難するようにしましょう。

皆さまが避難を始めることで、遊泳中の方も危険に気付くことができますので、ご協力をお願いします。

警戒レベルの配色が決定しました

内閣府では、大雨などの際に発表される防災気象情報（警戒レベル相当）について、5段階の警戒レベルを様々な視覚の方にも分かりやすく伝えるために、5色の配色を決定しました（左図参照）。

今後は、市やマスメディアにおいて統一した配色が順次使用される予定です。

警戒レベル4（紫色）では、「危険な場所から全員避難」し、「危険な場所から高齢者等は避難」をお願いします。

| 警戒レベル | 避難情報等 | 色 |
|-------------------|---------------|---|
| 警戒レベル5、警戒レベル5相当情報 | 災害発生情報 | 黒 |
| 警戒レベル4、警戒レベル4相当情報 | 避難勧告、避難指示（緊急） | 紫 |
| 警戒レベル3、警戒レベル3相当情報 | 避難準備・高齢者等避難開始 | 赤 |
| 警戒レベル2、警戒レベル2相当情報 | 洪水注意報、大雨注意報等 | 黄 |
| 警戒レベル1 | 早期注意情報 | 白 |

備蓄用飲料水を寄贈いただきました

4月28日、ダイドービパレツサービス（株）下田営業所から550ml入りの備蓄用飲料水を720本寄贈していただきました。

平成18年から約2年に1度寄贈される備蓄用飲料水は、災害時の飲料水として備蓄されるとともに、防災訓練などの場でも有効活用されます。



問合せ先
防災安全課防災係
（窓口⑩） ☎ 4145

戦没者等の「遺族の皆さまへ」 第11回特別弔慰金が支給されます

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき支給されるものです。

支給対象者
戦没者の死亡当時の遺族で、かつ、令和2年4月1日において、戦没者の遺族の中に恩給法に規定する公務扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する遺族年金などの年金給付を受ける権利を有する遺族（配偶者、父母など）がない場合に、次のうち先順位1名の方

- ① 弔慰金の受給権者
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の父母、孫、祖父、母、兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していた方のうち、基準日において婚姻したとしても氏が変わっていない方、又は、同日において、遺族以外の方と養子縁組していない方に限ります。）
- ④ 前述の③以外の父母、孫、

祖父母、兄弟姉妹

- ⑤ 前述の①～④以外の遺族で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係があった三親等以内の親（三親等以内の遺族とは戦没者等のひ孫、甥姪、兄弟姉妹の妻等です。）

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債（償還期間は令和3年4月15日から）

必要書類

- 【一般的な場合】
- ① 特別弔慰金請求書
 - ② 印鑑等届出書
 - ③ 現況申立書

※①～③の様式は、福祉事務所配布します。

- ④ 請求者本人の戸籍抄本（令和2年4月1日以降のもの）
- 【請求者が転居遺族（弔慰金の受給権者以外の遺族のこと）で、請求者より先順位の遺族が従前の特別弔慰金の受給者の場合】

- ⑤ 戦没者等と請求者の続柄を証する戸籍
 - ⑥ 先順位者がいないことを証する戸籍
 - ⑦ 戦没者等の死亡時から令和2年3月31日の間の請求者の戸籍（生計関係のある父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が請求するとき）
 - ⑧ 戦没者等と弔慰金の受給権者との続柄を証する戸籍（転居遺族のみ）
 - ⑨ 今までに特別弔慰金を受給した遺族がない場合（新規）
 - ⑩ 前述の⑤～⑦の書類
 - ⑪ 戦没者等と弔慰金の受給権者との続柄を証する戸籍（転居遺族のみ）
- ※この他にも請求者の状況に応じて、添付書類を追加していただくことがあります。また、前回と請求者が異なる場合や新規の場合などは、事前に福祉事務所までご相談ください。
- 申請期間**
令和5年3月31日まで
- ※法律施行の日から3年間請求しない場合、時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求漏れのないよう十分ご注意ください。
- 申請・問合せ先**
福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥） ☎ 2216

令和元年度 情報公開・ 個人情報保護制度の 施行状況を お知らせします

情報公開制度

情報公開制度は、市民の皆さまの知る権利を保障するとともに、市が公文書として管理している文書等を公開することで、市政に対する理解と信頼をより深めてもらうことを目的としています。

令和元年度の公文書開示請求は、市長部局、教育委員会、部局宛に69件ありました。

公文書開示請求処理状況 (単位: 件)

| 機関 | 請求件数 | 処理状況 | | | | | 公開の方法 | | | |
|---------|------|------|------|-----|----|-----|-------|-------|----|---|
| | | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 却下 | 取下げ | 閲覧 | 写しの交付 | 視聴 | |
| 市長部局 | 54 | 25 | 23 | 0 | 5 | 1 | 0 | 10 | 38 | 0 |
| 教育委員会部局 | 15 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 13 | 0 |
| 合計 | 69 | 35 | 28 | 0 | 5 | 1 | 0 | 12 | 51 | 0 |

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市の個人情報の適正な取扱いについてのルールを定めるとともに、市民の皆さまが自己の情報の開示、訂正、利用停止を求める権利を保障するためのものです。

令和元年度の個人情報開示請求は、市長部局宛に5件（全部開示4件、部分開示1件）ありました。保有個人情報の訂正請求や利用停止請求はありませんでした。

問合せ先 総務課法規情報係
☎ 23921

